

理工学部リサーチ・アシスタントに関する内規

平成20年 3月13日制定

平成20年 4月 1日施行

平成24年 7月12日改正

平成24年 4月 1日施行

(目的)

第1条 この内規は、日本大学リサーチ・アシスタント規程（以下「規程」という）第17条に基づき、理工学部におけるリサーチ・アシスタント（以下「RA」という）に関する必要事項を定める。

(研究プロジェクト)

第2条 規程第3条第4項に基づく研究プロジェクトは、理工学部研究委員会（以下「研究委員会」という）及び担当会議の議を経て、理工学部長（以下「学部長」という）が決定したものとする。

(資格)

第3条 RAは、日本大学大学院理工学研究科博士後期課程に在籍する学生とする。

(申請)

第4条 RAの受入れを希望する場合、次の書類を整え、受入れを希望する研究者が所属する学科主任等所属長の許可を得て、学部長に申請する。

- ① 受入申請書
- ② 履歴書
- ③ その他学部が必要と認める書類

(受入れの決定)

第5条 RAの受入れについては、研究委員会の議を経なければならない。

(委嘱)

第6条 RAの受入れは、担当会議で審議の上、担当・主任会議、教授会に報告し、学部長が委嘱する。

(委嘱期間)

第7条 RAの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、当該研究プロジェクトの終了を限度として再委嘱を妨げない。

(手当等)

第8条 RAの手当等は、原則として当該研究プロジェクト予算から支出する。

2 RAの手当支給額は、月額8万円とし、毎月支給する。

(旅費交通費)

第9条 出張旅費交通費の支給は、「日本大学理工学部学生の国内外における学会参加等に伴う経費補助に関する取扱要項」に準ずる。

(所管)

第 10 条 RAに関する事務は，研究事務課が行う。

附 則

- 1 この内規は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日施行の日本大学理工学部リサーチ・アシスタントに関する内規及び平成 11 年 4 月 1 日施行の日本大学理工学部リサーチ・アシスタントに関する細則は，廃止する。